委 託 契 約 書　(案)

茨城県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、令和８年度いばらきの地酒ＰＲ推進事業業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（１）委 託 業 務 名　　令和８年度いばらきの地酒PR推進事業業務

（２）委託業務の内容　　別添「令和８年度いばらきの地酒PR推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委　託　期　間　　契約締結の日から令和９年３月25日まで

（委託業務の実施）

第２条　乙は、本業務を実施するに当たっては、仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合は、変更後の仕様書に従うものとする。

２　前項のほか、乙は、本業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第３条　甲は、本業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金　　円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第４条　甲は、前条に規定する委託料を、本業務が終了し、第８条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

２　甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、業務実施のため必要があると認められる金額については、委託料の80パーセント以内の額を概算払することができる。

４　乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式１）を甲に提出するものとする。

（再委託の制限）

第５条　乙は、この本業務の達成のため、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（業務完了）

第６条　乙は、本業務が終了したとき（業務を中止又は廃止したときを含む。）は、令和９年３月25日までに、委託業務完了報告書（別紙様式２）及び成果品を甲に提出しなければならない。この場合において、第４条第３項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（別紙様式３）を添付するものとする。

（契約保証金）

第７条　契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第２項の各号のいずれかに該当する場合は、全額又は一部を免除する。

２　契約保証金は、契約履行後直ちに還付する。

（検査及び委託料の額の確定）

第８条　甲は、第６条の規定により、業務完了報告を受けたときは、遅滞なく本業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、適合すると認めたときは、その旨を別紙様式４により乙に通知するものとする。

２　乙は、前項の検査の結果、不合格となり、実績報告書について補正を求められたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第９条　乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について、本契約の内容に適合しないものである場合には、検査後１年間は、これを完全なものと引き替え、又は補償をしなければならない。

（委託業務の中止等）

第 10 条　乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

２　甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

３　前項の規定により契約を解除したときは、第４条第１項及び第２項、第６条並びに第８条の規定に準じて精算するものとする。

（委託業務の変更）

第 11 条　乙は、前条第１項に規定する場合を除き、仕様書に記載された本業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（契約の解除等）

第 12 条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

（１）乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

（２）乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

３　第１項の規定により、この契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った委託料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（損害賠償）

第 13 条　乙は、本業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

（権利、義務の譲渡禁止）

第 14 条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令確認登録を入力した時点で生ずるものとする。

（著作権）
第 15 条　この本業務の成果物は、甲に帰属又は乙から甲に移転する。なお、移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

（著作物利用の許諾）
第 16 条　乙は、この本業務の成果物である完成品制作の過程で撮影した映像の全部または一部を利用（第三者への許諾を含む）することを独占的に無償で許諾する。著作権を第三者に移転させた場合には、承継人についても同様の利用を許諾することを保証するものとする。

（著作物の複製及び頒布）
第 17 条　乙は、前条の著作物の利用のため、甲が本件著作物を複製及び頒布することを許諾する。

（著作者人格権の不行使）
第 18 条　乙は、甲及び甲が認めた者の本件著作物（完成品及び完成品制作の過程で撮影した映像、ウェブサイト等）の利用に対し著作者人格権を行使しないものとする。

（保証等）
第 19 条　乙は、甲に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。
２　本業務を実施する上で発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。
３　本著作物の権利関係の処理を巡って事後的に第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が対応するものとする。

（秘密の保持）
第 20 条　乙は、本業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。
２　乙は、本業務の成果（本業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

（個人情報の保護）
第21条　乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

（委託業務の報告等）
第22条　甲は、必要があると認めるときは、乙から本業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（書類等の整備及び保管）
第 23 条　乙は、業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に、業務が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（契約の費用）
第 24 条　この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第 25 条　乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不法介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（管轄裁判所）

第 26 条　この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義の決定）

第 27 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　東京都千代田区平河町２－６－３都道府県会館９階
茨城県営業戦略部東京渉外局行政課長　寺門　孝純

乙

別記（第21条関係）

特記事項

1　受託者の責務

　本業務の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利権益の保護に十分留意して行うよう努めなければならない。

2　個人情報の収集の制限

　本業務を履行するため個人情報を収集するときは、本業務の目的を達成するために必要な範囲内で行なわなければならない。

3　不要情報の廃棄

　利用者に関する個人情報は、本業務が完結し、甲から指示を受けたときは、速やかに廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に対し書面をもって報告すること。

4　個人情報の目的外利用及び外部提出の禁止

　本業務を履行するに当たり知り得た情報は、本業務を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

5　複写又は複製の禁止

　本業務を履行するに当たり、個人情報が記載された帳票等がある場合には、複写又は複製してはならない。

6　個人情報についての事故報告

　個人情報についての外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

別紙様式１（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

茨城県営業戦略部東京渉外局行政課長
　寺門　孝純　殿

（受託者）
住　　所
代表者氏名

概 算 払 請 求 書

令和８年度いばらきの地酒PR推進事業業務の委託料に係る概算払について、下記のとおり請求します。

記

１　金　　円

（請求額算定表）

区　分	金　額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残　額	円

２　請求額の受領方法　　口座振替払

振込先金融機関（支店）		（支店）
振替口座	預金種別	普 通 ・ 当 座 ・ その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

（振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。）

３　概算払を必要とする理由

別紙様式２（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

茨城県営業戦略部東京渉外局行政課長
　寺門　孝純　殿

（受託者）
住　　所
代表者氏名

委託業務完了報告書

下記の業務は、令和　　年　　月　　日完了しましたので、契約書第６条の規定により報告します。

記

１　委託業務の名称
　令和８年度いばらきの地酒 PR 推進事業業務

２　委託期間
　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３　委託料

４　事業成果品
　別添のとおり

別紙様式３（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

茨城県営業戦略部東京渉外局行政課長
　寺門　孝純　殿

（受託者）
住　　所
代表者氏名

概算払精算書

概　　算　　額	円

精　算　額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

差　引　金　額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

別紙様式４（第８条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　殿

茨城県営業戦略部東京渉外局
行政課長　寺門　孝純

令和８年度いばらきの地酒 PR 推進事業業務委託に要する
委託料の額の確定について（通知）

令和　年　月　日付けで報告のあった令和８年度いばらきの地酒 PR 推進事業業務委託については、その内容について適正であると認め、その委託料の額を金　　円に確定したので、令和８年度いばらきの地酒 PR 推進事業業務委託契約書第８条の規定により通知する。